

住民監査請求（地域活動協議会補助金 2）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 28 年 12 月 26 日に提出された住民監査請求について、平成 29 年 2 月 24 日に請求人（1 人）に監査結果を通知しました。（監査結果は同年同月 23 日決定）

1 請求の要旨

住之江区の A 地域活動協議会（以下「A 地活協」という。）は、平成 26 年度及び 27 年度に、実態を証明する資料のないままあるいは領収書不備のまま会館使用料規定を無視して補助金 1,727,600 円を受けている。市長及び住之江区長は、チェックを怠り、A 地活協から提出された報告書を認めて補助金を交付し市に損害を与えた。

監査委員においては、上記 1,727,600 円を返還させるなど必要な措置を講じるよう、市長に対する勧告を求める。

2 請求の受理

本件請求のうち、平成 26 年度に交付された補助金（940,600 円）については、財務会計上の行為から 1 年以上を経過しており、また 1 年を経過した正当な理由があるともいえないから、地方自治法第 242 条第 2 項の要件を満たさず、住民監査請求の要件を満たさない。一方で、平成 27 年度に交付された補助金（787,000 円）については、違法不当な公金の支出にあたるとして当該行為のあった日から 1 年を経過せず請求がなされたものと解され、受理することとした。

3 監査の結果（勧告）

（1）監査委員の判断の要旨

A 地活協が提出した実績報告書や添付書類（大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 11 条）が同条の要件を欠くのに、書類の提出を受けた本市職員が報告書等の書類の審査及び根拠資料の現地調査等の調査を行わずに交付すべき補助金の額を確定（要綱第 12 条）した場合は、違法不当な公金の支出に当たる場合がある。

ア 補助金額の確定等について

（ア）補助金額確定時の住之江区による調査について

要綱第 11 条第 2 項（6）で実績報告書に添付が求められている「補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿等」は、活動全部についてその存在を認定できる客観的な資料であるというべきである。

本件請求対象となる活動の事業別実施報告書の別紙は、活動年月日や回数等のみが記載され、活動全部の存在を認定できる客観的な資料とはいえず、同項（6）の添付書類には該当しない。

また、住之江区職員は A 地活協から提出された事業別実施報告書等の書類審査を行うのみで、現地調査等を行うことなく補助金額の確定を行っており、要綱の規定に合致しない。

以上から、平成 27 年度に住之江区が A 地活協に交付した補助金のうち、本件請求の対象分 787,000 円については、本市職員が適正に補助金の額の確定等を行わず、違法に公金の支出を行ったといわざるを得ない。

（イ）損害発生の有無について

本市職員による違法不当な公金の支出があっても本市に損害が発生する可能性がなければ請求は認められない。本件では、事業別実施報告書に記載されている活動が実際に行われていることが認定できない場合には、本市が支出した補助金が報告書記載の活動に充当されていない可能性があり、当該部分については本市に損害が発生している可能性がある。

A地活協において確認できた記録の内容と事業別実施報告書の別紙に記載された活動年月日や活動回数が符合しないもの等があった。これらについては正確な事業実施状況が不明確であるため、本市が支出した補助金のうち571,000円相当(文化会館におけるネットワーク定例会議、カラオケ、寺子屋、子供青少年支援会議、子育て支援会議〔子育てサロン〕及び西部会館におけるカラオケ、生涯学習、諸会議の各活動)が報告書記載の活動に正しく充当されていない可能性があり、本市に損害が発生している可能性がある。

イ 領収書の記載について

請求人は、相談・援助に関する活動及び老人大学に係る領収書が「経費の支出を確認できる領収書の写し等」(要綱第11条第2項(5))の要件を満たさないと主張すると解されるが、領収書に使用日の記載がなくても会館使用料の支出と活動との結び付きは明らかであり、各領収書は「経費の支出を確認できる領収書の写し等」に該当するから、請求人の主張には理由がない。

ウ 見守り・相談活動に係る会館使用料の規定について

請求人は、見守り・相談活動に係る会館使用料の規定について、相談・援助に関する活動の会館使用料を定めた規定はない等主張するが、見守り・相談活動に係る事務所はネットワーク推進員が常駐するネットワーク事務所であると認められるから、「月 15,000円 ネットワーク事務所」という会館利用料金が適用されることは不合理ではなく、請求人の主張には理由がない。

(2) 勧告の要旨

市長は、平成27年度にA地活協に交付した大阪市住之江区地域活動協議会補助金の対象となっている活動のうち、文化会館におけるネットワーク定例会議、カラオケ、寺子屋、子供青少年支援会議、子育て支援会議(子育てサロン)及び西部会館におけるカラオケ、生涯学習、諸会議の各活動について、2か月以内に、正確な事業の実施状況を再度確認し、事業別実施報告書に記載された活動が実際に行われていることが確認できない場合には所要の措置を講じること。

(3) 意見の要旨

本件請求に関し、A地活協に対する調査を行ったところ、A地活協は、本件請求に係る活動実績を証明できる客観的な書類や記録をほとんど保管していないことが明らかになった。A地活協は、公金たる補助金を使用する者としての説明責任の観点から、補助金が支出先に現実に支払われた事実のみならず、補助事業が実際に行われた事実をも自ら証明する必要がある。そのため、住之江区は、A地活協の活動が要綱どおり行われているかを日常的に確認し、必要に応じて支援するとともに、補助対象となった活動に係る記録を保存するようA地活協への指導を徹底されたい。

また、本件請求では、補助対象となっている活動についての住之江区の確認の程度が問題になっているにもかかわらず、本件請求提出後に、住之江区がA地活協に対して実施した調査の記録を残していなかった。

さらに、住之江区に対し関係書類の確認を行ったところ、既述のとおり、平成26年度に交付した補助金に係る精算報告書を紛失していたことが判明した。

このような基本的な事務が適正に遂行できていなければ、区のマネジメントに対する信頼は失墜する。住之江区は、真摯に反省し、今後、適正な事務処理を徹底されたい。